

1. 裁判官が国会や内閣からの影響を受けずに、公正中立に裁判を行う原則を何というか。

〔 司法権の独立 〕

2. 裁判の種類の一つである、個人間の争いや企業間の争いなどを解決するための裁判を何というか。

〔 民事裁判 〕

3. 2の裁判において、訴えを起こした者と、訴えられた者をそれぞれ何というか。

訴えを起こした者〔 原告 〕

訴えられた者〔 被告 〕

4. 裁判の種類の一つである、刑法で定められている犯罪を犯した疑いのある者（被疑者）に対して、検察官が起訴して行われる裁判を何というか。

〔 刑事裁判 〕

5. 4の裁判において、被疑者は検察に起訴されることで何と呼ばれるようになるか。

〔 被告人 〕

6. 4の裁判において、起訴された人がえん罪や、不当な扱いを受けることを防ぐために、代わりに証拠を提出したり意見を述べたりする役割の人を何というか。

〔 弁護士 〕

7. 6の役割になる資格を持っている人を何というか。

〔 弁護士 〕

8. 2009年から実施されている、殺人など重大な刑事裁判の第一審に国民が裁判員として参加する制度を何というか。

〔 裁判員制度 〕

9. 8に選ばれる可能性のあるのは選挙権を持つ満何歳以上の人か（令和元年現在）。

〔 満 20 歳 〕

10. 国家の権力を立法・行政・司法の3つに分散・独立させる仕組みを何というか。

〔 三権分立（権力分立） 〕